

令和2年第1回

多摩市議会臨時会議案

多 摩 市



多摩市告示第244号

令和2年第1回多摩市議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和2年5月8日

多摩市長 阿部裕行

記

1 期 日 令和2年5月14日

2 場 所 多摩市役所議場

3 付議事件

- (1) 多摩市市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて
- (2) 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
- (3) 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
- (4) 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
- (5) 令和2年度多摩市一般会計補正予算(第2号)
- (6) 令和2年度多摩市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- (7) 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について



### 第 39 号議案

多摩市市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

#### 記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、多摩市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

多摩市長 阿部 裕行

### 多摩市条例第 20 号

多摩市市税条例等の一部を改正する条例

（多摩市市税条例の一部改正）

第 1 条 多摩市市税条例（昭和 40 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 48 条第 2 項中「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項」に改める。

第 61 条第 9 項及び第 10 項中「第 349 条の 3 第 12 項」を「第 349 条の 3 第 11 項」に改める。

第 61 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項と

し、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第27項を同条第26項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し及び同条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令

和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 3 2 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則第 2 3 条中「平成 3 5 年度」を「令和 5 年度」に改める。

(多摩市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 多摩市市税条例の一部を改正する条例（令和元年多摩市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、多摩市市税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 2 号を次のように改める。

(2) 削除

附則第 1 条第 3 号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の多摩市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 1 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 3 1 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税



法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３ 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４ 平成２８年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第４項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。



#### 第40号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したこと  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下  
記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月14日

提出者 多摩市長 阿部裕行

#### 記

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多  
摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月31日

多摩市長 阿部裕行

#### 多摩市条例第21号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和40年多摩市条例第9号）の一部を次のように  
改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から  
第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」  
を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第  
25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15  
条第38項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15  
条第39項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の  
2とする。

附則第7項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項  
から第11項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」

を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 12 項の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 14 項及び第 15 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 18 項中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」に、「第 34 項」を「第 33 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 45 項（見出しを含む。）中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多摩市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 31 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 18 項の規定の適用については、同項中「、第 47 項若しくは第 48 項」とあるのは、「若しくは第 47 項」とする。

#### 第 4 1 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分した  
ことについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下  
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多  
摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

#### 多摩市条例第 2 2 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 2 7 年多摩市条例第 3 9 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改め、同条第 4 項た  
だし書中「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

第 2 1 条中「6 1 万円」を「6 3 万円」に、「1 6 万円」を「1 7 万円」に  
改め、同条第 2 号中「2 8 万円」を「2 8 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同条第 3  
号中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度  
以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 1 年度分までの国民  
健康保険税については、なお従前の例による。



## 第 4 2 号議案

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したことに  
ついて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下  
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多  
摩市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

## 多摩市条例第 1 9 号

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例

多摩市介護保険条例（平成 1 2 年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように  
改正する。

第 1 4 条第 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中  
「者」を「第 1 号被保険者」に、「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、  
「かかわらず、」の次に「平成 3 1 年度においては」を、「1 8, 7 0 0 円」  
の次に「とし、令和 2 年度においては 1 4, 4 0 0 円」を加え、同条第 3 項中  
「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「、「2 7, 4 0 0 円」」を「「2 7  
, 4 0 0 円」と、「1 4, 4 0 0 円」とあるのは「2 0, 1 0 0 円」」に改め、  
同条第 4 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「、「4 1, 8 0 0 円」」  
を「「4 1, 8 0 0 円」と、「1 4, 4 0 0 円」とあるのは「4 0, 3 0 0 円  
」」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市介護保険条例の規定は、令和 2 年度分の保

険料から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



## 第 4 5 号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 5 月 1 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 条中「法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条又は第 6 2 条」を、「又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を加える。

附則第 1 0 条の 2 第 2 4 項中「をいう」の次に「。第 2 7 項において同じ」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 7 法附則第 6 2 条に規定する市町村の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

附則第 1 5 条の 3 中「令和 2 年 9 月 3 0 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 2 4 条 第 9 条第 7 項の規定は、法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 4 6 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 5 月 1 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように  
改正する。

附則第 1 8 項中「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に  
改め、「第 1 5 条の 3 まで」の次に「若しくは第 6 1 条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第 4 7 号議案

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 5 月 1 4 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険条例（昭和 3 4 年多摩市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 6 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 3 給与等（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、5 0 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 4 0 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 3 0 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)
- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その支払を受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その支払を受けることができるはずであった給与等の全額の支払を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、給与等の一部の支払を受けることができなかつた場合においてその支払を受けた額が附則第4項の規定により算定される傷病手当金の額より少ないときはその支払を受けた額と傷病手当金の額との差額を支給する。ただし、前項ただし書の規定により傷病手当金の一部を支給したときは、その支給した額を支給額から控除する。
- 8 前項の規定により市が支給した金額は、傷病手当金を支給された当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間である場合に適用する。